

外科用 X 線撮影装置

仕様書

仕様書番号 【7】

令和 7 年 1 0 月

地方独立行政法人

岐阜県立下呂温泉病院

1. 調達物品名及び数量について

- (1) 品 名 外科用 X 線撮影装置
- (2) 製 品 名 株式会社島津製作所 OPESCOPE ACTENO FD
- (3) 数 量 一式
- (4) 納入場所 地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院 2階 中央手術室
- (5) 納入期限 令和8年2月28日

2. 調達物品の構成について

- (1) Cアーム装置本体
- (2) X線高電圧発生装置
- (3) X線管装置
- (4) FD（フラットディテクタ）
- (5) TVシステム
- (6) デジタル画像処理装置
- (7) モニター架台
- (8) プリンター

以上、搬入、搬出、据付、配線、調整、線量測定等を含む

3. 調達物品の一般的条件について

- (1) 入札機器は、入札時点で製品化されていること。
- (2) 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に基づく製造承認を得ている物品であること。
- (3) 入札機器は、設置までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、最新の仕様で引き渡すこと。

4. 調達物品の特質について

- (1) 調達物品に係わる性能、機能及び技術等の要求用件（以下「技術的条件」という。）は、「8. 調達物品の備えるべき技術的用件について」に示す通りである。
- (2) 技術的用件は必要最小限の条件であり、これを満たさない場合には、落札決定の対象から除外する。

5. 搬入設置条件について

- (1) 設置場所
 - ① 本装置は地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院「手術室」に設置する。
 - ② 機器の搬入、据付、配線、調整については、当院の診療業務に支障きた

さないよう当院の担当職員の指示に従うこと。

(2) 搬入

- ① 機器の搬入は契約締結から履行期限の日までの期間のうち、発注者が指定した日ならびに方法に従って行うこと。
- ② 機器の搬入、据付等の工事、調整に際しては、これに必要な養生を行い、建物等を破損した場合は、直ちに落札業者の負担にて補修すること。

(3) 据付工事

- ① 調達物品の設置にあたり、当院の設置条件に照らし合わせて、電気容量、建築基準、消防関係法規に抵触しないよう予め確認すること。
- ② 工事内容及び施工作業者は、病院担当者と打ち合わせの上、施工詳細を決定すること。

(4) 撤去

- ① 既存の外科用X線撮影装置・物品を撤去し、搬出等にかかる費用は落札業者負担とすること。
- ② 廃材等については、関係法令に反する事無く適正に処分すること。

6. 機器据付後の調整、稼働準備について

- (1) 本装置が有効に稼働するために必要な調整について、落札業者の負担により責任をもって行うこと。
- (2) 本装置の関係法規上の許可を得るために必要な資料の作成については落札業者の負担により協力すること。（線量測定を含む）
- (3) 日本語の操作マニュアルを必ず備えること。
- (4) 稼働に際し、担当者への教育訓練を行うこと。

7. 保守体制について

- (1) 通常の使用で発生した故障の修理及び定期点検を実施できる保守体制があること。
- (2) 年間を通じて24時間の連絡体制が整い、障害連絡後速やかに対応できる体制であること。
- (3) 本装置が正常に動作するように、納入後1年間は無償で定期的に点検、調整を行うこと。
- (4) 納入後1年間は、通常使用により発生した故障の無償保証に応じること。

9. 調達物品の備えるべき技術的要件について

(1) Cアーム装置本体

- ① X線管とFD（フラットディテクタ）間の距離は78cm以上であること。

- ② 内径（奥行き）は 67cm 以上であること。
- ③ 首振り角度は、左右それぞれに 10 度以上調整が可能なこと。
- ④ 回転角度は、300 度以上の調整が可能なこと。
- ⑤ 前後方向の動きは、20cm 以上であること。
- ⑥ 上下方向の動きは、45cm 以上であること。
- ⑦ C アーム動は上下動を含む全ての動きが手動で操作が可能であること。
- ⑧ C アームの重量は 260kg 以下であること。
- ⑨ C アーム周囲のケーブルは C アームに内蔵され、露出していないこと。
- ⑩ C アーム台車タッチパネルに透視像が表示できタッチフォーカス機能があること。

(2) X 線発生装置

- ① X 線出力は 2 kW 以上であること。
- ② 高電圧装置はインバーター方式であること。
- ③ 透視時の最高管電圧は、100kV 以上であること
- ④ 定格電源は単相 100 V で使用できること。

(3) FD（フラットディテクタ）

- ① 視野サイズは 21 cm×21 cm以下であること。
- ② 2 段階以上の拡大ができること。
- ③ レーザーライト位置決め機能があること。

(4) X 線管装置

- ① 焦点サイズは 0.6mm 以下であること。
- ② パルス透視機能は 8fps 以上であること
- ③ 面積線量計または計算値で線量が表示できること。
- ④ ハンドスイッチによる曝射が可能であること。

(5) TV システム

- ① 19 インチ以上の TFT 液晶モニタを 2 台有すること。
- ② モニタは上下・チルト・スイーベル調整が可能であること。
- ③ 表示マトリクスは、1280×1024 以上であること。
- ④ 画像の輝度やコントラストを自動的に最適化する機能を有すること。
- ⑤ ラストイメージホールド（LIH）機能があること。
- ⑥ 画像記録容量は 30,000 画像以上であること。

- ⑦ 外部保管メディアとして画像データを CD/DVD/メモリに保存できること。
- ⑧ モニター架台を有していること。
- ⑨ 病院の指定するプリンターをモニター架台内に有していること。